

事業にご協力いただき皆様へお願い

調布市では、建築基準法第42条第2項による道路(公道)に面して、旧道の中心から2mの境界まで後退する場合、その後退部分を寄附していただくことを推奨しています。

寄附の場合、下記の制度があります。

- ・助成金(後退用地の物件除却費用の一部を助成)
- ・奨励金(隅切り用地)

※助成金・奨励金の詳細は4ページに記載しています。

後退用地の寄附に
ご協力を
お願いします！



登録番号
(刊行物番号)

2017-72

調布市都市整備部街づくり事業課整備係
狭あい道路担当

TEL:042-481-7549(直通)

FAX:042-481-6800

E-mail: seibi@w2.city.chofu.tokyo.jp